○○分の四○に相当する金額を超える場合には、当該一○○分の四○に相当する金額）が二、○○○円を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の一○○分の四○に相当する金額を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人のその年分の所得税の額の一○○分の二五に相当する金額を超えるときは、当該一○○分の二五に相当する金額を限度とする。

(2)　個人が支出した特定寄附金のうち、次に掲げる法人（その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき一定の要件を満たすものに限る。）に対するもの（以下「税額控除対象寄附金」という。）については、その年中に支出した税額控除対象寄附金の額の合計額（当該合計額が、当該個人のその年分の総所得金額等の一○○分の四○に相当する金額を超える場合には、当該一○○分の四○に相当する金額）が二、○○○円を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の一○○分の四○に相当する金額を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人のその年分の所得税の額の一○○分の二五に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該一○○分の二五に相当する金額を限度とする。

イ　公益社団法人及び公益財団法人

ロ　学校法人等

ハ　社会福祉法人

ニ　更生保護法人

(四)　総合特別区域法の制定に伴い、特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の適用対象となる株式の範囲に、同法に規定する指定会社で平成二六年三月三一日までに同法の規定による指定を受けたものにより発行される株式で当該指定の日から同日以後三年を経過する日までの間に発行されるものを追加することとした。（第四一条の一九関係）

(五)　既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除について、適用対象となる地域の要件を廃止するとともに、住宅耐震改修の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、税額控除額の計算上、当該住宅耐震改修に要した費用の額から当該補助金等の額を控除することとした。（第四一条の一九の二関係）

(六)　既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を平成二四年一二月三一日まで延長することとした。（第四一条の一九の三関係）

(1)　高齢者等居住改修工事等に係る税額控除額の上限額（改正前二○万円）を平成二三年分は二○万円、平成二四年分は一五万円とする。

(2)　一般断熱改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、税額控除額の計算上、当該一般断熱改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除する。

(七)　電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除について、税額控除額（改正前五、○○○円）を平成二三年分は四、○○○円、平成二四年分は三、○○○円に引き下げた上、その適用期限を平成二四年まで延長することとした。（第四一条の一九の五関係）

(八)　相続又は贈与等に係る保険年金の保険金受取人等に該当する者は、確定申告書を提出し、又は決定を受けた年分の所得のうちに当該保険年金に係る所得が含まれていることにより、当該申告書又は決定に係る課税標準等又は税額等が過大であるときは、公布の日から一年間、税務署長に対し、更正の請求をすることができることとした。（第四一条の二○の二関係）

(九)　調書又は報告書（以下「調書等」という。）のうち、当該調書等の提出期限の属する年の前々年の一月一日から一二月三一日までの間に提出すべきであった調書等の枚数が一、○○○以上であるものについては、当該調書等に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用する方法又は光ディスク等を提出する方法のいずれかにより税務署長に提供しなければならないこととした。（第四二条の二の二関係）

(一○)　故意の申告書不提出によるほ脱犯の創設

所得税の特例に係る義務的修正申告書又は義務的期限後申告書をその提出期限までに提出しないことにより所得税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五○○万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。（第四二条の三関係）

2　法人課税

(一)　エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の創設

青色申告書を提出する事業者が、公布の日から平成二六年三月三一日までの間に、エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等をして、その取得等の日から一年以内に事業の用に供した場合には、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の一○○分の三○相当額の特別償却（中小企業者等については、一○○分の七相当額の特別税額控除との選択適用）ができることとした。ただし、特別税額控除額については当期の税額の一○○分の二○相当額を限度とすることとした。（第一○条の二の三、第四二条の五の二及び第六八条の一○の二関係）

(二)　国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の創設

青色申告書を提出する法人で総合特別区域法に規定する指定法人に該当するものが、同法の施行の日から平成二六年三月三一日までの間に、同法に規定する国際戦略総合特別区域内において、特定機械装置等の取得等をして、特定国際戦略事業の用に供した場合には、その特定機械装置等の取得価額の一○○分の五○（建物等については、一○○分の二五）相当額の特別償却と一○○分の一五（建物等については、一○○分の八）相当額の特別税額控除との選択適用ができることとした。ただし、特別税額控除額については当期の法人税額の一○○分の二○相当額を限度とし、控除限度超過額については一年間の繰越しができることとした。（第四二条の一一及び第六八条の一五関係）

(三)　雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度の創設

青色申告書を提出する事業者で当期及び前期において離職者がいないことにつき証明がされたものが、平成二三年四月一日から平成二六年三月三一日までの間に開始する各事業年度のうち、基準雇用者数が五人以上（中小企業者等については二人以上）及び基準雇用者割合が一○○分の一○以上であることにつき証明がされ、かつ、給与等支給額が比較給与等支給額以上である事業年度において一定の事業を行っている場合には、二○万円に基準雇用者数を乗じて計算した金額の特別税額控除ができることとした。ただし、当期の税額の一○○分の一○（中小企業者等については、一○○分の二○）相当額を限度とすることとした。（第一○条の六、第四二条の一二及び第六八条の一五の二関係）

(四)　公害防止用設備の特別償却制度について、償却割合を一○○分の八（改正前一○○分の一四）に引き下げることとした。（第一一条、第四三条及び第六八条の一六関係）

(五)　船舶の特別償却制度について、経営の合理化に著しく資する外航船舶のうち日本船舶に該当しないものに係る償却割合を一○○分の一六（改正前一○○分の一八）に引き下げることとした。（第一一条、第四三条及び第六八条の一六関係）

(六)　関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却制度について、機械装置に係る償却割合を一○○分の一二（改正前一○○分の一六）に、建物等に係る償却割合を一○○分の六（改正前一○○分の八）にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（第四三条の二及び第六八条の一七関係）